

J R山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、J R山陰本線（下関-益田間）利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、J R山陰本線（下関-益田間）（以下、「J R山陰本線」という。）の日常利用の推進及び地域の活性化を図るため、協議会を構成する市町に所在する団体等がJ R山陰本線を利用して実施する事業等に係る運賃等の一部を補助するために必要な事項を定める。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）協議会を構成する市町に所在する幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学等（以下「学校等」という。）
- （2）協議会を構成する市町に所在する団体であって、園児、児童、生徒、学生、65歳以上の住民の過半数以上で構成される団体、グループ（以下「団体等」という。）

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の補助対象団体がJ R山陰本線（益田駅～幡生駅間）及びJ R山陽本線（幡生駅～下関駅間）を利用して行う遠足、社会見学、文化スポーツ交流、研修、修学旅行などの事業（以下「事業」という）で、3名以上の者が参加して実施するものとする。

2 事業に参加する児童等の安全確保や教育のために引率する者については、参加者として扱うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- （1）政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- （2）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- （3）その他会長が適当でないと判断したもの

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、事業に参加した者の乗車区間の運賃（J R下関駅～益田駅の区間に限る。）とする。ただし、引率者の公費による出張は補助対象外とする。

2 前項の経費の他、事業の実施に必要な路線バス、貸切バス、タクシー等の移動手段に係る経

費についても補助対象経費とする。

- 3 他の補助金等の交付を受ける場合は、前2項に規定する補助対象経費から他の補助金等を除いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とし、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前条第2項の経費については50,000円を補助金額の上限とする。
- 3 補助金の交付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、施行日から令和7年2月28日までの乗車に限る。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前日までに、JR山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金交付申請書（様式第1号）に、事業を予定している行程がわかるものを添付して、会長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請内容の審査を行い、JR山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の実績報告及び請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、JR山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、令和7年3月10日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業の行程がわかるもの
- (2) JRを利用した実績がわかるもの（領収書の写し（写真可）、事業中の写真等）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告があったときは、当該報告の内容を審査し、交付決定の内

容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定するとともに、J R山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金定通知書(様式第4号)により、実績報告を行った者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第 11 条 会長は、交付申請者の偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるとき又は交付申請者がこの要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合は、補助金の交付決定を取消し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整備等）

第 12 条 補助対象者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、失効する。

J R山陰本線（下関-益田間）利用促進協議会長 様
 （申請者）
 住 所
 申請者名称
 代表者氏名
 連絡先

J R山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金交付申請書

下記の事業について、J R山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金を交付されるよう、J R山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請

事業の概要			
実施予定時期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
乗車予定人数	おとな 人、小学生 人、未就学児 人		
運賃1 (往路)	駅から 駅まで <input type="checkbox"/> 往復利用	おとな 円/人 小学生 円/人	計 円①
運賃2 (復路)	駅から 駅まで * 運賃1が往復利用の場合は記入不要	おとな 円/人 小学生 円/人	計 円②
路線バス、 貸切バス等	から まで	円③ * 参加者全員分を合算して記入	
J R 運賃の補助金額 (①+②) × 1/2			円④
駅までの移動手段に係る経費の補助金額 ③ × 1/2 (補助金上限額 50,000 円)			円⑤
補助金の申請額 ④ + ⑤ (10 円未満切り捨て)			円

2 添付書類

(1) 事業の予定している行程がわかるもの

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

J R山陰本線（下関-益田間）利用促進協議会
会長

J R山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった事業については、下記のとおり決定（却下）したので、J R山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

1 交付の決定 交付決定 申請却下
（理由： ）

2 補助金の額

年 月 日

JR 山陰本線（下関-益田間）利用促進協議会長 様
 （申請者）
 住 所
 申請者名称
 代表者氏名
 連絡先

J R 山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金実績報告書兼請求書

下記のとおり事業を実施しましたので、J R 山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告するとともに請求します。

記

1 事業実績

実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日			
乗車人数	おとな 人、小学生 人、未就学児 人			
運賃 1 （往路）	駅から 駅まで <input type="checkbox"/> 往復利用	おとな 円/人 小学生 円/人	計	円①
運賃 2 （復路）	駅から 駅まで * 運賃 1 が往復利用の場合は記入不要	おとな 円/人 小学生 円/人	計	円②
路線バス、貸切バス等	から まで	* 参加者全員分を合算して記入		円③
J R 運賃の補助金額 (①+②) × 1/2				円④
駅までの移動手段に係る経費の補助金額 ③ × 1/2 (補助員上限額 50,000 円)				円⑤
補助金請求額 ④ + ⑤ (10 円未満切り捨て)				円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

3 添付書類

- (1) 事業の行程がわかるもの
- (2) J R 山陰本線及び路線バス、貸切バス、タクシー等の利用の実績がわかるもの（領収書の写し（写真可）、事業中の写真等）
- (3) その他会長が必要と認める書類

年 月 日

様

J R山陰本線（下関-益田間）利用促進協議会
会長

J R山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった事業については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、J R山陰本線（下関-益田間）団体利用補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

1 確定金額 金 円